

大分市発注工事における社会保険等未加入対策の取扱いについて

1. 社会保険等未加入対策の目的

下請契約を締結する工事において、受注者は原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととし、本市発注の建設工事における一次下請業者から社会保険等未加入建設業者を排除する。

ただし、適用除外（社会保険等の加入義務がない者）及び許可を受けないで建設業を営むことができる者（無許可業者）については、排除の対象としない。

2. 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業許可を有する者で、次のいずれかの届出の義務を履行していないものをいう。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

3. 社会保険等未加入建設業者の確認方法

当該工事の監督員は、一次下請業者について、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。

なお、すべての加入状況が「加入」又は「適用除外」及び許可を受けないで建設業を営むことができる者（無許可業者）であれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

4. 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

(1) 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結せざるを得ない理由の請求

- ① 当該工事の監督員は、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約担当課に送付する。
- ② 契約担当課は、受注者に対し、様式1により「当該下請契約を締結せざるを得ない具体的な理由を記載した書面（様式2（以下「理由書」という。））を7日以内に提出する」旨を通知する。
- ③ 受注者から理由書が提出された場合は、契約担当課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとみなし、

様式3により大分市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）の規定に違反している旨を通知する。

また、特別の事情を有するものと認められなかった場合、契約担当課は受注者に対し、様式4により約款の規定に違反している旨を通知する。

（2）受注者に対する通知

① 特別な事情を有すると認められる場合

契約担当課は、受注者に対し、様式5により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、併せて一定の指定期間内（30日以内）に当該未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（様式6（以下「確認書類」という。）という。）を提出するよう求める。

なお、受注者から指定期間内に確認書類が提出されなかった場合は、様式7により約款の規定に違反している旨を通知する。

5. 許可権者による指導等

契約監理課は、当該未加入建設業者の許可権者（大分県知事、又は国土交通大臣、他の都道府県知事）に報告する。

また、約款の規定違反については、「大分市建設工事等に係る指名停止要領等の措置に関する要領」に基づき指名停止措置となった場合は、当該工事における工事成績評定点を減点するものとする。

6. その他

工期終了後に、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、上記4、5の規定に準じて取り扱う。